

グループホームたんぽぽのご利用料金表

基本的な料金

(円)

内 訳	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料	760	764	800	823	840	858
家 賃	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
食材料費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
光熱水費	800	800	800	800	800	800
1日当り	4,560	4,564	4,600	4,623	4,640	4,658
月額当り	136,800	136,920	138,000	138,690	139,200	139,740

※ 月額は30日当りの料金

※ その他の料金

加算区分		算出	自己負担額	内容
初期加算		1日当り	30円	利用日から30日以内、または30日を越える入院からの退院後30日に限り加算されます。なお、ご利用者が過去3ヶ月間（日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する場合は過去1ヶ月間）当該事業所を利用したことがない場合に限り算定されます。
医療連携体制加算	I	1日当り	39円	日常的な健康管理を行ったり、医療機関との連絡・調整をとる為の看護師の配置ができた場合加算となります。
	II		49円	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療機関等と24時間連絡できる体制を確保し、喀痰吸引、経鼻胃管、胃瘻等の経腸栄養が行われている利用者がいる場合に加算となります。
	III		59円	看護職員を常勤換算で1名以上配置し、医療機関等と24時間連絡できる体制を確保し、重度化した場合の対応指針を定め本人又はご家族等に対し内容を説明し同意を得て、喀痰吸引、経鼻胃管、胃瘻等の経腸栄養が行われている利用者がいる場合に加算となります。
若年性認知症入所者受入加算		1日当り	120円	介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期（40歳以上65歳未満）における認知症のご利用者を受け入れた場合加算となります。

加算区分		算出	自己負担額	内容
退居時相談援助加算		1回当り	400円	入所後1ヶ月を越えるご利用者が退所し、居宅で福祉サービスを利用する際に地域の保健、福祉のサービス利用の相談援助を行い、指定期間内にご利用者の介護状況を文書で市区町村または、地域包括支援センターに提供した場合加算となります。
入退院支援加算		1日当り	246円	入院後3カ月以内に退院が見込まれ、本人、ご家族の希望に応じて、退院後に再び円滑に入居できる体制を確保し、入居者が病院等に入院を要した場合に1月に6日を限度として加算されます。
生活機能向上 連携加算	I	1月当り	100円	外部との連携により利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計を作成した場合加算となります。
栄養管理体制加算		1月当り	30円	管理栄養士が栄養ケアに係る技術的な助言及び指導を月1回以上行っている場合加算となります。
口腔・栄養スクリーニング加算		1回当り	20円	利用者に対し利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行った場合に加算となります。ただし、当該事業所以外ですでに口腔・栄養スクリーニング加算を算定している利用者については算定しません。
科学的介護推進体制加算		1月当り	40円	ご利用者ごとの、身体状況、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出した場合加算となります。
看取り介護 加算	死亡日	1日当り	1,280円	医師が終末期にあると判断し、医師及び職員が共同して、ご本人またはご家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合加算となります。ただし退居日までの加算、または医療連携体制加算を算定している場合の加算となります。
	死亡日の 前日及び 前々日		680円	
	死亡日 以前4日～ 30日 以下		144円	
	死亡日 以前31日 ～40日 以下		72円	

加算区分		算出	自己負担額	内容
夜間支援体制加算	I	1日当り	50円	夜勤及び宿直を行う職員の人数が基準に適合している場合加算となります。
認知症専門ケア加算	I	1日当り	3円	認知症者の割合等の基準に適合し、指定の専門的認知症の研修を修了している職員を配置し、専門的なケアや研修を実施している場合、日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMに該当するご利用者に加算となります。ただしⅠ、Ⅱいずれかの算定となります。
	Ⅱ		4円	
サービス提供体制強化加算	I	1日当り	22円	介護福祉士の資格者配置、常勤職員の配置割合または職員勤続年数の割合が基準に適合している場合加算となります。ただしⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの算定となります。
	Ⅱ		18円	
	Ⅲ		6円	
介護職員処遇改善加算	I	1月当り	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、基準にかかげる区分に従い加算となります。
	Ⅱ		所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
	Ⅲ		所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
	Ⅳ		Ⅲの90/100	
	Ⅴ	Ⅲの80/100		
介護職員等特定処遇改善加算	I	1月当り	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、基準にかかげる区分に従い加算となります。
	Ⅱ		所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	
介護職員等ベースアップ等支援加算		1日当り	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	介護職員等ベースアップ等支援加算